

# 年末たすけあい運動「見舞金」配分要綱

共同募金運動の一環として、毎年12月1日から31日まで地域の皆さまにご協力いただいております「年末たすけあい運動」において、中原区社会福祉協議会では寄せられた募金を基に、福祉ニーズを持つ世帯へ民生委員児童委員の協力により「見舞金」として配付いたします。

申請をご希望の方(一世帯単位)は、この配分要綱をお読みいただき、所定の申請書に証明書類のコピーを添付のうえ、期間内に申請してください。

中原区社協 PR 大使 パルるん



## 対象世帯

令和6年10月1日現在、中原区に居住地があり、下記の表の対象世帯

※ ただし、次の①または②にあてはまる場合は **対象外** となります。

①10月1日現在、生活保護を受給されている世帯

②証明書類をお持ちの方が、施設入所(グループホーム、有料老人ホーム、老人保健施設等)や短期入所及び長期入院中などにより自宅に不在の世帯

|   | 対象世帯                      | 証明書類(手帳等)名称          |
|---|---------------------------|----------------------|
| 1 | 在宅で療育手帳Aの方のいる世帯           | 療育手帳                 |
| 2 | 在宅で身体障害者手帳1、2級の方のいる世帯     | 身体障害者手帳              |
| 3 | 児童を監護するひとり親世帯             | 福祉医療証<br>または児童扶養手当証書 |
| 4 | 災害遺児等福祉手当受給者のいる世帯         | 川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書  |
| 5 | 在宅で要介護4、5と認定された高齢者のいる世帯   | 介護保険被保険者証            |
| 6 | 在宅で精神障害者保健福祉手帳1、2級の方のいる世帯 | 精神障害者保健福祉手帳          |

## 申請期間

令和6年10月1日(火)～10月31日(木) 消印有効 (厳守)

※ 申請期間終了後は申請受理できません。日曜日と祝日は休館となります。

## 申請書配付場所 (9月26日より配付予定)

|  |  |
|--|--|
| ① 中原区役所・地域みまもり支援センター<br>(地域ケア推進課、高齢・障害課など) | ⑤ 高齢者関係施設<br>(地域包括支援センター・老人福祉センターなど)                   |
| ② 知的障害者関係施設<br>(川崎市中央療育センター、通所授産施設など)      | ⑥ 精神障害者関係施設<br>(地域生活支援センターなど)                          |
| ③ 身体障害者関係施設<br>(中原区身体障害者福祉会館など)            | ⑦ 中原区社会福祉協議会 (福祉パルなかはら)<br>※ホームページからダウンロードもできます        |
| ④ 母子福祉関係施設<br>(母子福祉センターサンライヴ、保育園など)        | ★担当地域の民生委員児童委員からも入手できます。<br>★前年度見舞金配付世帯へは9月20日頃郵送予定です。 |

## 申請書類・方法

下記①②を中原区社会福祉協議会へ来所または郵送によりご提出ください。

①所定の申請書

②対象者世帯であることを証明できる証明書類(手帳など)のコピー1部

※(同一の世帯に対象者が複数いる場合、1世帯分のみの配分となります)

## 見舞金額

年末たすけあい運動実施委員会にて、年末たすけあい募金実績額と申請件数により決定します。(参考 昨年度見舞金額 5,000円)

## 見舞金配付期間

12月中旬から下旬頃まで 民生委員児童委員の協力により戸別配付します。

※令和7年1月18日を配付期限とし、受領されない場合は辞退として取扱います。

## 個人情報の取扱い

申請者の個人情報は当事業のみに使用し、適正に取扱います。

## 申請先および問合せ先

川崎市中原区社会福祉協議会(地域課)

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1-34和田ビル1階(福祉パルなかはら内)

電話 044-722-5500 FAX 044-711-1260

月～土 8:30～17:00 日・祝日は休館